

令和6年 冬の交通安全県民総ぐるみ運動

宮崎県実施要綱

1 目的

本運動は、県民ひとりひとりに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

2 期間

令和6年12月1日(日)～10日(火) 10日間

・毎月10日は「県民交通安全の日※」です。

※地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。



3 運動の重点

- こどもと高齢者の交通事故防止
- 脇見・ぼんやり運転等の追放
- 飲酒運転の根絶
- 夕暮れ時や夜間の交通事故防止
- 自転車等のヘルメット着用及び自転車保険加入の推進
- 全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の推進

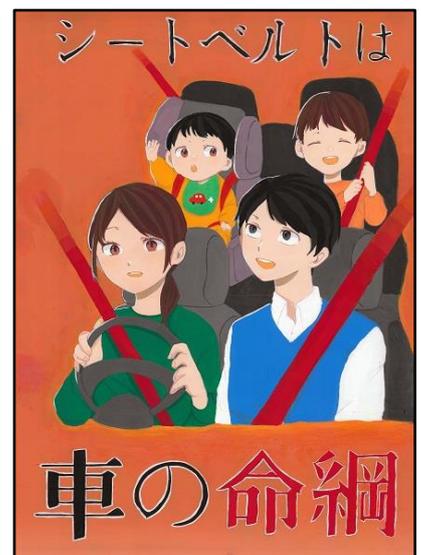
4 運動の実施方法

実施機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの立場に応じ、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、SNS等を活用した広報啓発により、幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

令和5年度交通安全
ポスターコンクール
入賞作品



中学校の部 金賞
根井 皆美さんの作品



高校・一般の部 佳作
小森 沙菜さんの作品

宮崎県交通安全対策推進本部

令和6年冬の交通安全県民総ぐるみ運動の具体的推進事項

こどもと高齢者の交通事故防止

こどもは・・・

- こどもは、道路に飛び出さない等の交通安全の基本をしっかりと学びましょう。
- 登下校時等には反射材用品等を身につけましょう。

**横断歩道は手を上げる
などして渡りましょう！**

高齢者は・・・

- 早朝・夜間・夕暮れ時の外出時は、明るい目立つ色の服装と反射材を着用しましょう。
- 道路を横断する際は、十分に左右の安全を確かめて横断歩道を渡りましょう。
- 自身で決めた運転ルールを守る「制限運転^{*}」を積極的に実践しましょう。
- 運転に不安を感じたら「安全運転相談 # 8080」や「高齢者運転免許返納メリット制度」を活用しましょう。



運転者は・・・

- こどもや高齢者、障がい者等への思いやりのある運転をしましょう。
- スクールゾーンは決められた時間帯は通行できません。標識等を確認しましょう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- 家庭や学校において、こどもが安全に道路を通行するための教育を徹底しましょう。
- 交通ルールの理解のための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。
- 高齢者の運転に関して家庭内で話し合いましょう。
- 運転免許がなくても安心して暮らせる移動手段の確保等の支援を推進しましょう。
- 加齢に伴う身体機能の変化についての安全教育・広報啓発を推進しましょう。

※「制限運転」とは

高齢者が自身の体調・運転能力を踏まえ、運転しない時間帯や場所などを自ら決め、無理な運転を控えること。



- 【実施例】
- ・体調が悪いときには運転を控える。
 - ・高速道路、長距離の運転を控える。
 - ・速度を控えて運転する。
 - ・夜間、雨天時、通学時間帯の運転を控える。
 - ・不慣れな場所での運転を控える。
 - ・概ね1時間以上の連続した運転を控える。

脇見・ぼんやり運転等の追放

運転者は・・・

- 緊張感を持って、危険を予測する「かもしれない運転」を励行し、交通事故を防ぎましょう。
- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で必ず一時停止しましょう。
- 運転中のスマートフォン等の操作は危険です。絶対にやめましょう。
- 妨害運転(あおり運転)などの危険運転は絶対にやめましょう。

歩行者は・・・

- 「歩きスマホ」は危険です。絶対にやめましょう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- 交通ルール遵守とマナー向上のため安全指導や教育活動を推進しましょう。
- 新聞、テレビ、SNS等の各種広報を活用して、脇見・ぼんやり運転等追放の広報啓発を徹底しましょう。
- 過労・居眠り・暴走運転をなくしましょう。



飲酒運転の根絶

運転者・同乗者は・・・

- 飲酒運転は重大な犯罪であり、「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しましょう。
- 二日酔い運転に注意し、翌朝運転する場合は、お酒の量を控えましょう。
- 飲酒運転の車に同乗することや、飲酒者に車両を貸すこと、運転者にお酒を提供することも犯罪です。

自転車でも飲酒運転になります！
飲酒運転は、絶対にやめましょう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- 地域ぐるみで飲酒運転を絶対にさせない環境づくりを推進しましょう。
- 事業者は、アルコール検知器の適正な使用と厳正な点呼の実施を徹底しましょう。
- 飲食店における運転者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図りましょう。
- 飲酒運転の危険性、責任の重大性について繰り返し啓発し、規範意識の高揚を図りましょう。

夕暮れ時や夜間の交通事故防止

運転者は・・・

- 夕暮れ時は、車も自転車も早めにライトを点灯させましょう。
- 歩行者等を早く発見するために、車のライトは、ハイビームが基本です。対向車や前を走る車がいる場合などには、ロービームに切り替えましょう。



歩行者は・・・

- 外出する際は、明るい目立つ色の服装と反射材を必ず着用し、LEDライト等を活用しましょう。
- 泥酔して路上に寝込むことは、重大な交通事故につながります。絶対にやめましょう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- 職場では、チラシ、立看板、社内放送等を活用して普及啓発を徹底しましょう。

自転車等のヘルメット着用及び自転車保険加入の推進

利用者は・・・

- 自転車に乗る時は、大人も子どももヘルメットを着用しましょう。
- 自転車・特定小型原動機付自転車は車の仲間です。原則として車道の左側を通行しましょう。
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認を徹底しましょう。
- 夜間はライトを点灯しましょう。
- 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止を徹底しましょう。
- 傘差し、スマートフォン等の使用はやめましょう。イヤホン等の使用も危険です。
- 万が一の事故に備えて自転車保険に必ず加入しましょう。
- 特定小型原動機付自転車の利用者は、ヘルメットを着用しましょう。
- 特定小型原動機付自転車は、16歳未満の運転は禁止です。



家庭・地域・学校・職場では・・・

- 全ての年代を対象に自転車のヘルメット着用を徹底しましょう。
- 自転車の点検整備を徹底しましょう。
- 家庭において、自転車利用のルールやマナーについて必要な教育を徹底しましょう。
- 特定小型原動機付自転車の安全利用についての広報啓発を推進しましょう。

※道路交通法の改正により、自転車運転中の携帯電話使用と酒気帯び運転が罰則化されました。

全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の推進

運転者・同乗者は・・・

- 後部座席を含む全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用は運転者の義務であることを周知徹底しましょう。

家庭・地域・学校・職場では・・・

- シートベルト非着用や、チャイルドシート未使用時の危険性を認識し、広報啓発を徹底しましょう。
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発を推進しましょう。



宮崎県交通安全対策推進本部構成団体(104 団体)

(順不同) R6.4 月現在

- | | | |
|---------------------|-------------------------|---------------------|
| ◆ 宮崎県議会 | ◆ 日本自動車販売協会連合会宮崎県支部 | ◆ 生命保険協会宮崎県協会 |
| ◆ 宮崎県市長会 | ◆ 宮崎県軽自動車協会 | ◆ 日本損害保険協会九州支部宮崎損保会 |
| ◆ 宮崎県町村会 | ◆ 宮崎県自転車二輪車商協同組合 | ◆ 損害保険料率算出機構 |
| ◆ 宮崎県市議会議長会 | ◆ 宮崎県レンタカー協会 | ◆ 宮崎自賠責損害調査事務所 |
| ◆ 宮崎県町村議会議長会 | ◆ 宮崎県指定自動車学校協会 | ◆ 宮崎県医師会 |
| ◆ 宮崎県地域婦人連絡協議会 | ◆ 宮崎県二輪車安全運転推進委員会 | ◆ 宮崎県歯科医師会 |
| ◆ 宮崎県青年団協議会 | ◆ 宮崎県安全運転管理者等協議会 | ◆ 宮崎県薬剤師会 |
| ◆ 宮崎県公民館連合会 | ◆ 宮崎県交通指導員会連絡協議会 | ◆ 朝日新聞社宮崎総局 |
| ◆ 宮崎県自治会(区会)連合会 | ◆ 宮崎県地域交通安全活動推進委員協議会連合会 | ◆ 毎日新聞社宮崎支局 |
| ◆ 宮崎県子ども会育成連絡協議会 | ◆ 宮崎県交通安全協力隊 | ◆ 読売新聞社宮崎支局 |
| ◆ 日本ボーイスカウト宮崎連盟 | ◆ 宮崎県建設業協会 | ◆ 西日本新聞社宮崎支局 |
| ◆ ガールスカウト宮崎県連盟 | ◆ 宮崎県骨材協同組合連合会 | ◆ 日本経済新聞社宮崎支局 |
| ◆ 宮崎県社会福祉協議会 | ◆ 宮崎県管工事協同組合連合会 | ◆ 南日本新聞社都城・宮崎支局 |
| ◆ 宮崎県老人クラブ連合会 | ◆ 宮崎県電気工業工業組合 | ◆ 宮崎日日新聞社 |
| ◆ 宮崎県身体障害者団体連合会 | ◆ 宮崎県左官業組合連合会 | ◆ 共同通信社宮崎支局 |
| ◆ 宮崎県PTA連合会 | ◆ 宮崎県砕石事業協同組合連合会 | ◆ 時事通信社宮崎支局 |
| ◆ 宮崎県高等学校PTA連合会 | ◆ 宮崎県生コンクリート工業組合 | ◆ NHK宮崎放送局 |
| ◆ 宮崎県県立学校長協会 | ◆ 宮崎県観光協会 | ◆ MRT宮崎放送 |
| ◆ 宮崎県校長会 | ◆ 宮崎県商工会議所連合会 | ◆ UMKテレビ宮崎 |
| ◆ 宮崎県私立中等高等学校協会 | ◆ 宮崎県商工会連合会 | ◆ 九州旅客鉄道株式会社宮崎支社 |
| ◆ 宮崎県保育連盟連合会 | ◆ 宮崎県中小企業団体中央会 | ◆ 宮崎行政監視行政相談センター |
| ◆ 宮崎県幼稚園連合会 | ◆ 宮崎県生活衛生営業指導センター | ◆ 宮崎地方検察庁 |
| ◆ 宮崎県専修学校各種学校連合会 | ◆ 宮崎県石油商業組合 | ◆ 宮崎労働局 |
| ◆ 宮崎県交通安全協会 | ◆ 宮崎県小売酒販組合連合会 | ◆ 九州運輸局宮崎運輸支局 |
| ◆ 西日本高速道路株式会社九州支社 | ◆ 宮崎県農業協同組合中央会 | ◆ 国土交通省九州地方整備局 |
| ◆ 宮崎高速道路事務所 | ◆ 宮崎県経済農業協同組合連合会 | ◆ 宮崎河川国道事務所 |
| ◆ 宮崎県高速道路交通安全協議会 | ◆ 全国共済農業協同組合連合会宮崎県本部 | ◆ 宮崎警友会 |
| ◆ 自動車事故対策機構宮崎支所 | ◆ 宮崎県SAP会議連合 | ◆ 宮崎県教育庁 |
| ◆ 自動車安全運転センター宮崎県事務所 | ◆ 宮崎県木材協同組合連合会 | ◆ 宮崎県警察本部 |
| ◆ 日本自動車連盟宮崎支部 | ◆ 宮崎県青果市場連合会 | ◆ 宮崎県警察本部交通部 |
| ◆ 宮崎県バス協会 | ◆ 宮崎県漁業協同組合連合会 | ◆ 宮崎県総合政策部 |
| ◆ 宮崎県トラック協会 | ◆ 宮崎県エルピーガス商業組合 | ◆ 宮崎県総務部 |
| ◆ 宮崎県タクシー協会 | ◆ 市内ライオンズクラブ幹事会 | ◆ 宮崎県福祉保健部 |
| ◆ 宮崎県自動車用自動車協会 | ◆ 宮崎ロータリークラブ | ◆ 宮崎県環境森林部 |
| ◆ 宮崎県自動車整備振興会 | ◆ 宮崎労働基準協会 | ◆ 宮崎県商工観光労働部 |
| | | ◆ 宮崎県農政水産部 |
| | | ◆ 宮崎県県土整備部 |

宮崎県交通事故相談所の「案内」

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。(電話相談可)

- ◆ 場所 宮崎市橘通東2丁目10番1号
県庁1号館4階
☎ 0985-26-7039

- ◆ 相談日時
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

安全運転相談の「案内」

県警では、各免許センターや警察署で、警察職員や看護師が、認知症や一定の病気のある方、運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。(秘密は厳守します)

- ◆ 相談窓口 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前10時～午後5時 ※ 事前に電話を

- 宮崎運転免許センター ☎ 0985-24-9999 (音声案内2番)
- 都城運転免許センター ☎ 0986-25-9999 (直通)
- 延岡運転免許センター ☎ 0982-33-9999 (直通)
- 安全運転相談ダイヤル #8080
⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分